

事後評価対象事業の概要

平成 1 8 年 2 月

北陸地方整備局

平成１７年度 事後評価対象事業の概要

事業名	小松地方合同庁舎整備事業		事業区分	官庁営繕事業
事業箇所	石川県小松市		整備内容	合同庁舎新営
事業採択	平成１２年度	都市計画決定		
用地着手		工事着手	平成１２年度	
完成に至る経緯	平成１２年 ７月 事業着手 平成１４年１０月 完 成			
事後評価該当基準	事業完了後一定期間（概ね３年）を経過した事業			
全体事業費	４，４３２百万円			
事業の目的	・ 合同庁舎化による、施設利用者への利便性の確保及び向上 ・ 分散施設の集約化による、土地等の有効活用			
1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因 ・ 事業着手時と完成時を比較した事業期間、事業費等の要因の変化は無い。				
2. 事業の効果の発現状況 (1) 事業の効果：費用対効果（B/C）＝１．２ (2) 定性的な評価：来庁者及び勤務職員に対するアンケート調査の結果 ①利用者の利便：バリアフリー化及び執務環境等、全ての質問に対し概ね満足しているとの結果が得られているが施設内誘導について満足度が低かった。 ②地域への寄与：複数の用事を済ませることができる、場所が分かりやすい等、集約合同化に対し高い満足度が得られた。				
3. 事業実施による環境の変化 ・ 日照障害、電波障害等の周辺環境への影響はない。				
4. 事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・ 特に無し。				
5. 今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性 ・ 事業の効果が十分に発現しており、今後の事後評価の必要性はない。また、改善措置の必要性はない。ただし、今後とも実態を把握し必要なフォローアップを行う。				
6. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性 ・ 事業の効果を検証しつつ、今後も庁舎の合同化計画を推進する。				